



平成 23 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 ユ ニ チ カ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 安 江 健 治
(コード番号 3103 東証・大証各第一部)
問合せ先 I R 広報グループ長 深 井 稔
(T E L 06-6281-5695)

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の
発行に関するお知らせ (転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行)

当社は、平成 23 年 3 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」という。) 額面総額 50 億円の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 23 年 4 月 8 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	・各社債の払込金額：金 1 億 2,500 万円 (額面 100 円につき金 100 円) ・各新株予約権の払込金額：本新株予約権付社債に付された新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	・当初転換価額 (66 円) における潜在株式数：75,757,575 株 ・下限転換価額 (33 円) における潜在株式数：118,263,000 株 (上記の下限転換価額における潜在株式数は、本新株予約権付社債の転換により交付されることとなる累計株式数の上限です。詳細については、別添の発行要項 (以下「発行要項」という。) 第 13 項第 (3) 号をご参照下さい。) ・上限転換価額 (99 円) における潜在株式数：50,505,050 株
(5) 資金調達の額 (差引手取概算額)	4,990,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権付社債の額面総額 (50 億円) から、本新株予約権付社債にかかる発行諸費用を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額又は転換価額及びその修正条件	当初 66 円。 本新株予約権付社債の当初の転換価額は、本新株予約権付社債の発行決議日 (平成 23 年 3 月 22 日) の株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) における当社普通株式の普通取引の終値 (ただし、気配表示を含む。以下「東証終値」という。) の 100% に相当する価額です。 本新株予約権付社債の発行後、転換価額は毎月第 3 金曜日に、その日まで (当日を含む。) の 5 連続取引日の毎日の東証終値の平均値の 90% に修正されます。なお、下限転換価額は 33 円 (発行決議日の東証終値の 50%)、上限転換価額は 99 円 (発行決議日の東証終値の 150%) です。

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、下記について合意する予定です。 ・割当予定先は、原則として毎月少なくとも一定数量(社債額面金額2.5億円)を転換すること(詳細は、下記「6.割当予定先の選定理由等(5)その他<割当予定先による新株予約権付社債の転換義務>」をご参照下さい)。 ・割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権付社債を譲渡しない。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念の下、フィルム・樹脂・不織布等の高分子素材、合成繊維素材やガラス繊維等の機能材料といった素材の生産に加え、環境関連・バイオ関連も手がけるなど幅広く事業を展開しています。

平成20年度後半より始まった米国発の金融不安を背景として、経営を取り巻く環境はこれまでにない極めて厳しい状況となりました。そのような状況の中、当社グループは、平成21年4月より新たな中期経営3カ年計画『改革'11』を策定し、あらためて事業の「選択と集中」を推進するとともに、収益基盤の建て直しを図ることを方針に掲げ、取り組んでまいりました。

『改革'11』においては、具体的には以下の3点を経営基本方針として掲げています。

①構造改革の実施

繊維事業を中心とする不採算事業の縮小、再構築など事業構造改善及び固定費の大幅な削減を図ります

②機能資材メーカーとしての基盤確立

高分子事業、機能材事業を中心とした機能資材メーカーとして成長戦略の基盤を固めます

③企業体質・株主資本の強化

トータルコストの大幅な削減、有利子負債の圧縮、自己資本の充実等により、収益体質の改善、体力強化を図ります

計画の開始からほぼ2年が経過しましたこの『改革'11』は、平成23年3月期第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日～平成22年12月31日)の営業利益が7,265百万円(前年同期比17.2%増)と、高分子事業の増収増益を中心にここまで順調に推移しています。また、プロセス面では、主に繊維事業を中心とした構造改革や収益基盤の建て直しの施策として、ナイロン長繊維等の繊維不採算事業の撤退・縮小、繊維子会社の再編・統合による新会社(ユニチカトレーディング株式会社)の発足や電子基板事業からの撤退などにより、所期どおりの進捗で推移し、繊維事業の営業利益黒字化などの成果に表れています。こうした現下の状況を踏まえて、当社グループは、今後の成長に向けた取り組みへ軸足を移すべき段階にあるものと考えています。そこで、『改革'11』の経営基本方針の一つとして掲げる「機能資材メーカーとしての基盤確立」に沿った施策として、以下のとおり、ナイロンフィルム生産設備の増強及び研究開発の強化を行うことといたしました。

当社グループの各事業に関しまして、今後の市場性、将来性等を慎重に検討しましたところ、ナイロンフィルム事業は、①独自の同時二軸延伸技術を活用していること、②グローバルトップシェアを有していること、③アジア地域では、人口増、経済の拡大及びF T A・E P Aの進展を背景に、需要が拡大しているという状況にあることから、優先的な取り組みとして、インドネシアでのナイロンフィルム生産設備の増強が必要不可欠との結論に至りました。また、当社は、この設備投資が潜在的な新規需要を見据えた長期的な成長のためのものであることや、当社の今後の成長拡大を推し進める上での自己資本の充実の必要性等を勘案

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

し、エクイティ性の資金を充てることが適当であると判断し、本新株予約権付社債を発行することを決定しました。

(ナイロンフィルム生産設備の増強の概要)

高分子事業の核であるナイロンフィルム事業は、主に食品包装用途に日本国内、アジア、米州、欧州に対して供給しています。当社子会社であるエンブレムアジア(所在地：インドネシア 西ジャワ州ブカシ 出資比率：当社 73.44% 設立：平成 7 年 11 月)に、3 号機となる新型同時二軸延伸フィルム生産設備を設置し、平成 25 年 7 月に稼動を予定しています。この新型設備は、従来設備と比較し、1.5 倍の年間 7,500 トンの生産能力を有しています。この設備稼動により、エンブレムアジアのナイロンフィルム生産能力は、現在の 9,000 トンから 16,500 トンに増強され、規模を生かした原料調達メリットの享受も想定しています。加えて、当社グループの強みであるカスタマーソリューションサービスのアジア地域での強化を図ってまいります。以上のことから、昭和 43 年 7 月のナイロンフィルム事業化以来、継続的に安定した収益を挙げてきたナイロンフィルム事業について、現在のグローバルトップシェアの地位をより強固なものにできると考えています。

なお、本新株予約権付社債による調達資金は、上述の設備投資に加えて、高分子事業(フィルム、樹脂、不織布)等における研究開発資金に充当する予定です。これらを含めた具体的な資金使途につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しています。

(2) 本新株予約権付社債を選択した理由

当社のナイロンフィルム事業は、昭和 41 年 9 月に同時二軸延伸フィルムの開発に成功し、昭和 43 年 7 月にナイロンフィルム工場を国内で竣工・事業化しました。その後、平成 7 年 11 月に子会社エンブレムアジア(インドネシア)、平成 16 年 1 月に子会社ユニチカエンブレムチャイナ(中国)を設立、同年 3 月にはエンブレムアジアに 2 号機を増設し、今日に至っています。

中期経営 3 カ年計画『改革'11』の策定に当たり、初期段階を含めると、平成 19 年 12 月から発表直前の平成 21 年 2 月の間に検討を重ね、前述 3 点の経営基本方針に至りました。この方針に基づき、『改革'11』では、早急に「構造改革の実施」に着手し、収益基盤を固めた上で、具体的な成長戦略を策定し実行することとしました。当社の中核事業であるナイロンフィルム事業につきましては、グローバル展開のシナリオ実現に向け準備を行いましたが、平成 20 年度後半の世界同時不況もあり、『改革'11』に、ナイロンフィルム生産設備の投資計画を盛り込むことは、一旦、見送ることとしました。

『改革'11』スタート後は、「構造改革の実施」が着実に進捗するとともに、緩やかながらも景気回復基調を背景に、高分子事業が復調してきたことから、平成 22 年 2 月から再度、ナイロンフィルム事業のグローバル展開について検討を重ねてまいりました。平成 22 年 8 月には、新型同時二軸延伸フィルム生産設備を含むナイロンフィルム事業の投資計画の概要が固まり、当該設備購入のための資金に関する具体的な検討を開始しました。

資金に関して、当社は、手元資金、借入金、資本の 3 つの選択肢の中から、①ナイロンフィルム生産設備の投資が、潜在的な新規需要を見据えた長期的な成長のためのものであることや、②当社の今後の成長拡大を推し進める上での自己資本の充実の必要性等を勘案し、平成 22 年 12 月よりエクイティ性の資金による調達を中心に、本格的な検討を開始いたしました。

一方、当社の主幹証券会社である野村證券株式会社からは、当社の設備投資検討と並行して、平成 22 年 8 月以降、公募増資を含めたエクイティ性の資金調達手法の提案を受けていました。その後、エクイティ性の資金調達の検討が本格化した平成 22 年 12 月から平成 23 年 1 月にかけてあらためて同社より提案を受け、株式発行による株価への影響ならびに資金調達の機動性や既存株主の利益に配慮した内容であるかも含めて検討してまいりました。最終的に、当社は、公募増資と本新株予約権付社債で比較検討を行い、当社の要望である「今回の調達目的に必要な資金が機動的かつ確実に調達できること」「自己資本の充実が期待できること」「株価への影響の低減が期待できること」を満たすことを判断基準として選考をいたしました。その

結果、本新株予約権付社債は下記①～⑪に示す特徴を有していることから、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

(本新株予約権付社債の主な特徴)

＜当社のニーズに応じた特徴＞

- ① 公募増資の場合は、発行決議後の株価の変動により、条件決定日まで調達金額が確定しませんが、本新株予約権付社債の場合は、発行時点において想定した金額を確実に調達することが可能となります。
- ② 割当予定先である野村證券株式会社との間で、原則として毎月少なくとも一定数量（社債額面金額 2.5 億円）を転換する旨の合意をする予定であり、段階的に着実な自己資本拡充が期待されます。
- ③ 転換に応じて株式が順次発行されるため、一度に大量の株式を発行する公募増資に比べ株価への影響の低減が期待されます。
- ④ 第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能となります。
- ⑤ 利息を付さない新株予約権付社債の発行により、負債コストを抑制することが可能となります。
- ⑥ 発行後に株価が上昇すれば、希薄化が抑制され既存株主への影響を軽減することが可能となります。
- ⑦ 発行後に株価が下落した場合において、当該時点における諸般の事情に鑑みて資本政策の変更が必要になったと判断した場合などには、当社は、その裁量に基づき繰上償還を行うことができるため、当社の資本政策に柔軟性が与えられると考えられます。

＜当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策＞

- ⑧ 発行後に株価が下落した場合には、希薄化が増大する可能性に留意する必要があります。この対応策として、当社は、本新株予約権付社債の転換によって交付される累計株式数が 118,263,000 株（平成 23 年 3 月 22 日現在の発行済株式数 475,969,000 株の約 24.84%）を超えることとなるときには、残存する本新株予約権付社債の全部を繰上償還することを発行要項で定めることにより（発行要項第 13 項第(3)号をご参照下さい。）、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、既存株主に過度な影響が及ばない形での資金調達が可能となるようにいたしました。
- ⑨ 本新株予約権付社債の転換によって交付される累計株式数が上記⑧の条件に該当することとなった場合や、株価が下限転換価額を 20 取引日連続で下回った場合には、残存する本新株予約権付社債は繰上償還となります（発行要項第 13 項第(6)号をご参照下さい。）。当該繰上償還が行われた場合、繰上償還となった金額分の資本増強が行われない可能性があります。なお、繰上償還事由が発生した場合には、当社は手元資金で対応する予定です。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権付社債の特徴)

- ⑩ 公募増資により一度に全株を発行する場合、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響が大きくなる恐れがあると考えられます。一方、本新株予約権付社債においては、定期的に転換価額が修正されることにより転換のタイミングと転換価額が分散されることが期待され、その結果一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な転換が期待されます。
- ⑪ 借入金等のデット・ファイナンスではなく、本新株予約権付社債を発行することにより、転換が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,000,000,000	10,000,000	4,990,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 500 万円、その他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料、変更登記費用等）500 万円です。

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 4,990 百万円については、以下のとおり、当社インドネシア子会社（エンブレムアジア）への投融資資金及び高分子事業（フィルム、樹脂、不織布）等の研究開発資金に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 当社インドネシア子会社（エンブレムアジア）への投融資資金 （ナイロンフィルム事業の新型同時二軸延伸フィルム生産設備の設置資金及び増設にともなう運転資金）	3,500	平成 23 年 4 月～平成 25 年 7 月
② 高分子事業（フィルム、樹脂、不織布）等の研究開発資金	1,490	平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月

- (注) 1 ①の投融資資金総額 3,500 百万円において、上記子会社において使用する内訳は、設備資金 3,250 百万円、運転資金 250 百万円です。
- 2 ①の投融資資金の投資と融資の内訳は、上記子会社向け増資として設備資金の 30%程度を、同子会社への融資として設備資金の 70%程度と運転資金全額を、それぞれ充当する予定です。
- 3 ①の支出予定時期について、現在の予定では、平成 23 年上期に設備資金に充当する増資部分と融資部分の合計約 1,300 百万円を、平成 24 年上期に設備資金に充当する融資約 1,800 百万円を、平成 25 年 7 月に設備資金の残額と運転資金に充当する融資約 400 百万円を、購入契約調印、本体設備船積み、付帯設備据付及び稼動開始等の進捗に沿って支出する予定です。なお、設備購入価格引下げを目的に、設備機械メーカーと交渉し、支出時期を前倒しする可能性があります。
- 4 ②の高分子事業等の研究開発については、当社宇治事業所（京都府宇治市）内にある中央研究所を主な拠点として、当社が保有する高分子設計・制御技術やフィルム製膜延伸技術等を駆使しながら、電気・電子機器や工業用途を目的としたバイオマスプラスチック、機能樹脂、耐熱フィルム等の開発を行う予定です。

なお、当社は、調達した資金を速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、一層の事業拡大、収益向上及び自己資本の充実が期待できることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えています。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

- ① 当社は、本新株予約権付社債の発行価格を額面 100 円につき 100 円としております。これは、割当予定先である野村證券株式会社において第三者割当形式による資金調達案件を担当する一部門（エクイティ・プロダクト・ソリューション部）が当社に平成 23 年 2 月 2 日に提供した参考資料の考慮要素とされている以下の(a)乃至(c)に基づき同参考資料作成時点において算定された金額を受けて合理的な価格として算出したものです。
- ② その考慮要素は、次の三点です。
- (a) 本新株予約権付社債では、転換価額を当初は発行決議日の終値とし、その後は毎月第 3 金曜日に先立つ 5 取引日の終値の平均値の 90%に修正されることから、社債権者はその時点で株式を売却することで理論上は 10%のディスカウントに相当する利益を得ることができることになります。

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (b) これに対して、本新株予約権付社債においては、(i) 割当予定先である野村證券株式会社との間で、原則として毎月少なくとも一定数量（社債額面金額 2.5 億円）を転換する旨の合意をする予定であること、(ii) 発行後に株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されること、により、転換価額が固定されている新株予約権付社債に比べて、本新株予約権付社債は株式に転換される可能性が高められ、かつ発行後に多頻度に分散して自己資本拡充を図ることができるため、当社が小刻みに公募増資を実施する場合と同様の経済的効果を期することができることの対価を検討するにあたり、最近の公募売り出し市場環境及び同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の株価と発行価額の差）である 10% と同水準であるディスカウント率を別途考慮します。
- (c) さらに、本新株予約権付社債では、発行時点において社債の払込金総額が当社に支払われ、社債権者が負担することとなる本新株予約権付社債の保有期間に対応するクレジット・リスク及び本社債に利息が付されないことに対応する金利リスクを考慮します。

そして、本新株予約権付社債の発行条件を前提にした上記(a)乃至(c)に基づき、本新株予約権付社債の価値が額面 100 円に近似する 99.58 円（当該数値は市場環境により変動します。以下同じ。）と算定されたため、新株予約権付社債に付された新株予約権の経済的価値相当額を会社が社債の払込金額から得られる合理的な価格として、本新株予約権付社債の発行価格を額面 100 円につき 100 円と決めました。また、本新株予約権付社債の発行条件は、上記の合理的な発行価格の前提とされていることから、発行条件も合理性を有すると判断いたしました。

もっとも、本新株予約権付社債においては、そこに付された新株予約権の払込価額を零としていることから、会社法第 238 条第 3 項第 1 号にいう「特に有利な条件」に該当するかどうか法的な判断を行う必要があるため、弁護士法人中央総合法律事務所（大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階 代表者 代表社員弁護士 中務嗣治郎、以下「中央総合法律事務所」という。）に対して、本新株予約権付社債に付された新株予約権の払込金額を零とすることが、会社法第 238 条第 3 項第 1 号にいう「特に有利な条件」に該当するかどうかについて、発行価格の算定方法における前提条件及びロジックの合理性の有無を踏まえて検討するよう依頼し、下記の法律意見を得ました。

③ 中央総合法律事務所より提出のあった法律意見の骨子は以下のとおりです。

1. 新株予約権付社債に付された新株予約権の有利発行該当性の判断においては、新株予約権の払込価額を零として発行しても、その経済的価値相当額を会社が社債の払込金額から得ている限り新株予約権の有利発行には該当しないと解される。そして、本件新株予約権付社債の価値が額面 100 円に近似する 99.58 円と算定されている上記参考資料に示されている算定過程の合理性を検証することにより、有利発行該当性を検証する。

上記参考資料は、本新株予約権付社債の価値を算定するにあたって、額面 100 円につき金 100 円の償還がなされる価値に、オプション価値（上記 (a)）、株式時価発行増資を行う場合に当社が負担することとなるコスト（上記 (b)）及び金利・クレジットコストの負担額（上記 (c)）を加算減算し、本新株予約権付社債の価値を、額面 100 円に近似する 99.58 円と算定している。

上記算定方法は、転換価額の修正が予定されている本新株予約権の理論的なオプション価値（上記 (a)）を加算している点で合理性を有する。また、本新株予約権付社債は、定期的に一定数量の新株予約権が行使されることとされていることから小刻みに株式時価発行増資を行った場合と類似した経済的効果を期待することができ、株式時価発行増資を行う場合に当社が負担することとなるコスト（上記 (b)）を減算し、さらに、社債権者が、社債に金利が付されないことによって負担するコストや払込金額を発行時点で支払うことによって負担するクレジットコスト（上記 (c)）を減算することとしているものであり、この点も合理性を有する。したがって、上記算定方法は合理性を有する。また、上記(a)乃至(c)の具体的な計算において採用されている数字及びロジックはいずれも合理性を有する。

2. したがって、本新株予約権付社債の価値を、額面 100 円に近似する 99.58 円と算定することは合理性を有する。

3. 以上より、本新株予約権付社債に付された新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしても、会社法第238条第3項第1号の「特に有利な条件」に該当しない。
- ④ 当社は、上記の法律意見に基づき、本新株予約権付社債に付された新株予約権の払込金額を零とすることが有利発行には該当しないものと判断いたしました。また、上記の法律意見においては、当社が採用した本新株予約権付社債の払込金額の算定方法における前提条件及びロジックが詳細に検討されて、本新株予約権付社債の価値の算定根拠が合理性を有することが検証されております。それを踏まえ、当社は、本新株予約権付社債の価値が額面100円に近似する99.58円と算定したことは合理性を有し、本新株予約権付社債の発行価格及び発行条件が合理性を有すると判断したことが正当であることを確認しております。
- ⑤ 本新株予約権付社債について、当社監査役全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権付社債の発行総額5,000百万円に対し、当社株式の過去1年間における1日当たり平均売買代金は130百万円であること、②平成23年3月22日現在の発行済株式総数に対する本ファイナンスによる潜在株式数の比率は15.91%（(注)1）にとどまる見込みであることに加え、当社の判断により早期償還が選択可能であることから、本新株予約権付社債の発行金額は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

(注)1 潜在株式数の比率は、本新株予約権付社債の全てが当初転換価額で転換された場合に発行される株式数を平成23年3月22日現在の発行済株式総数で除した数値です。

(注)2 本新株予約権付社債の全てが、上限転換価額で転換された場合における潜在株式数の比率は、平成23年3月22日現在の発行済株式総数に対して10.61%（潜在株式数に係る議決権数50,505個については、平成23年3月22日現在の当社議決権総数473,054個の約10.67%）となります。また、発行要項第13項第(3)号の定めにより、本新株予約権付社債の転換により当社が交付することとなる当社普通株式の累計は、現時点においても上限で118,263,000株となりますので、本新株予約権付社債にかかる平成23年3月22日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は、最大で約24.84%（潜在株式数に係る議決権数118,263個については、平成23年3月22日現在の当社議決権数473,054個の約24.99%）となる見込みです。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成22年9月30日現在)

(1) 名 称	野村證券株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(3) 代表者の役職・氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業
(5) 資 本 金	10,000百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成13年5月7日
(7) 発 行 済 株 式 数	201,410株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	13,034名(単体)
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫
(12) 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：341,952 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：ありません。		
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社の主幹事証券会社です。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）			
決 算 期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	
純 資 産	859,012	721,453	822,033	
総 資 産	13,171,702	12,796,464	9,358,133	
1 株 当 たり 純 資 産（円）	4,264,991	3,582,009	4,081,392	
営 業 収 益	710,537	502,201	663,679	
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失（△）	165,138	△60,292	127,576	
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失（△）	164,734	△60,075	126,643	
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失（△）	100,177	△37,509	76,853	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失（△）（円）	497,376.14	△186,230.33	381,574.18	
1 株 当 たり 配 当 金（円）	500,000	—	—	

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（2）割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権付社債を選定した理由」に記載のとおり、当社は、平成 22 年 8 月以降、ナイロンフィルム生産設備購入のための資金に関する具体的な検討を開始しました。資金に関して、当社は、手元資金、借入金、資本の 3 つの選択肢の中から、①ナイロンフィルム生産設備の投資が潜在的な新規需要を見据えた長期的な成長のためのものであることや、②当社の今後の成長拡大を推し進める上での自己資本の充実の必要性等を勘案し、平成 22 年 12 月よりエクイティ性の資金による調達を中心に、本格的な検討を開始いたしました。

一方、当社の主幹事証券会社である野村證券株式会社からは、当社の設備投資検討と並行して、平成 22 年 8 月以降、公募増資を含めたエクイティ性の資金調達手法の提案を受けていました。その後、エクイティ性の資金調達の検討が本格化した平成 22 年 12 月から平成 23 年 1 月にかけてあらためて同社より提案を受け、株式発行による株価への影響ならびに資金調達の機動性や既存株主の利益に配慮した内容であるかも含めて検討してまいりました。最終的に、当社は、公募増資と本新株予約権付社債で比較検討を行い、当社の要望である「今回の調達目的に必要な資金が機動的かつ確実に調達できること」「自己資本の充実が期待できること」「株価への影響の低減が期待できること」を満たすことを判断基準として選考をいたしました。

その結果、本新株予約権付社債は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権付社債を選定した理由」に記載のとおり、当社にとって現時点における最良の資金調達手法であると判断しました。

また、割当予定先の選定にあたり、野村證券株式会社は、①当社の主幹事証券会社として長期間にわたり良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき本新株予約権付社債の転換により交付する株式の円滑な売却が期待できること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ円滑な自己資本拡充が期待できること、等を総合的に勘案した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権付社債を譲渡できません。また、当社は、本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、割当予定先である野村證券株式会社のグローバルマーケット部門が商品勘定で保有し、市場動向等を勘案しつつ売却する方針であると確認しています。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成 22 年 12 月 27 日付で関東財務局長宛に提出した第 10 期中半期報告書により、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しています。当社は、割当予定先からは、平成 22 年 8 月以降、エクイティ性の資金の調達手法の提案を受けており、また、割当予定先において第三者割当形式による資金調達案件を担当する一部門（大阪資本市場部）の責任者に対し、本新株予約権付社債の発行準備に関する面談において、口頭により「本新株予約権付社債に係る払込金額の払込みに要する資金に関し十分な残高を有している」ことを確認しております。さらに当社は、割当予定先より本新株予約権付社債に係る払込金額の払込みに要する資金に関し十分な残高を有している旨の文書を平成 23 年 3 月 10 日付で入手しています。これらにより、当社は本新株予約権付社債の発行に係る払込みが確実に行われるものと判断しています。

(5) その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本新株予約権付社債の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による転換制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同規程施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）の定める企業行動規範に関する規則第 4 条第 1 項及び同取扱い 2 (1) 乃至 (6) の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしようとする日を含む暦月において当該転換により取得することとなる株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の 10% を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権付社債の転換（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先は、制限超過行使及び発行要項第 13 項第 (3) 号に定める上限議決権数超過行使等（以下「上限議決権数超過行使等」という。）に該当することとなるような本新株予約権付社債の転換を行わないことに同意し、本新株予約権付社債の転換にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権付社債の転換が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による新株予約権付社債の転換義務>

割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に係る制限に抵触しない範囲内で、発行要項第 15 項第 (6) 号に定める決定日（以下「決定日」という。）の 4 取引日後の日（当日を含む。）から次に到来する決定日（以下「行使基準日」という。）の 3 取引日後の日（当日を含む。以下「行使日」という。）までの期間（以下「行使約束期間」という。）ごとに、少なくとも、本新株予約権付社

債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）2 個（行使約束期間の初日において残存する本新株予約権の個数が 2 個に満たない場合は、当該残存する個数）の行使を行うものとする。なお、割当予定先は、各行使約束期間内に上記で定められた個数の本新株予約権の行使を行う限り、自らの裁量で、いずれの日にかなる個数の行使を行うか決定することができる。ただし、以下に定める場合は、以下に定める行使約束期間において、上記の個数の本新株予約権の行使を行う義務を負わないものとする。

- ① 当該行使日に係る行使基準日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使基準日が取引日でない場合には、行使基準日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の毎日の東証終値の平均値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）が発行要項第 15 項第(6)号に定める下限転換価額を下回る場合は、当該行使日に係る行使約束期間
- ② 発行要項第 13 項第(2)号に規定する組織再編行為につき当社の株主総会で承認決議した場合は、当該承認決議をした日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- ③ 発行要項第 13 項第(4)号に規定する吸収分割または新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において、本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権付社債の全部または一部の繰上償還を請求する事前通知を行った場合は、当該事前通知を行った日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- ④ 発行要項第 13 項第(5)号に規定する本新株予約権付社債の繰上償還に関し、当社が本新株予約権付社債の社債権者に事前通知を行った場合は、当該事前通知を行った日以後に到来する行使日に係る行使約束期間
- ⑤ 発行要項第 13 項第(6)号①に定めるとおり毎日の東証終値が発行要項第 15 項第(6)号に定める下限転換価額を下回った場合は、当該事実発生日以後に到来する行使日に係る行使約束期間

<割当予定先による新株予約権付社債の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権付社債の転換により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

<株券貸借に関する契約について>

割当予定先は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 22 年 9 月 30 日現在）	
株式会社三菱東京UFJ銀行	4.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.84%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.43%
大同生命保険株式会社 (常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	2.65%
ユニチカ従業員持株会	2.17%
日本生命保険相互会社	1.62%
東京海上日動火災保険株式会社	1.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1.19%
日本興亜損害保険株式会社	1.12%
ユニチカ共栄会	1.07%

(注) 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、一層の事業拡大、収益向上及び自己資本の充実が期待できるものと考えています。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①上限議決権数超過行使等を制限することにより、本新株予約権付社債の転換により交付される普通株式に係る議決権数を平成 23 年 3 月 22 日現在における当社の発行済株式総数にかかる議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権付社債の全てが転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東証の有価証券上場規程第 432 条ならびに大証の企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連結売上高	234,744 百万円	209,584 百万円	182,239 百万円
連結営業利益	11,553 百万円	7,766 百万円	8,543 百万円
連結経常利益	8,013 百万円	3,337 百万円	4,476 百万円
連結当期純利益 又は連結当期純損失(△)	1,550 百万円	△13,983 百万円	3,036 百万円
1 株当たり連結当期純利益 又は 1 株当たり連結当期純損失(△)	3.26 円	△29.41 円	6.39 円
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	2.00 円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
1 株当たり連結純資産	70.67 円	33.88 円	41.70 円

この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 23 年 3 月 22 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	475,969,000 株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	一株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
始 値	99 円	67 円	76 円
高 値	125 円	115 円	92 円
安 値	54 円	61 円	48 円
終 値	67 円	76 円	63 円

(注) 平成 23 年 3 月期については、平成 23 年 3 月 18 日現在で表示しています。

株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

② 最近 6 か月間の状況

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
始 値	71 円	67 円	71 円	74 円	77 円	79 円
高 値	73 円	75 円	76 円	85 円	82 円	83 円
安 値	67 円	66 円	70 円	74 円	76 円	48 円
終 値	67 円	71 円	74 円	76 円	78 円	63 円

(注) 3 月については、平成 23 年 3 月 18 日現在で表示しています。

株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 23 年 3 月 18 日
始 値	62 円
高 値	65 円
安 値	61 円
終 値	63 円

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

発 行 要 項

1. 社 債 の 名 称 ユニチカ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社 債 の 総 額 金 50 億円
3. 各 社 債 の 金 額 金 1 億 2,500 万円
4. 各 社 債 の 払 込 金 額 金 1 億 2,500 万円（額面 100 円につき金 100 円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 利 率 本社債には利息を付さない。
7. 振替新株予約権付社債
本新株予約権付社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 192 条第 1 項の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であり、社債等振替法第 193 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権付社債券を発行することができない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日
平成 23 年 4 月 8 日
11. 新株予約権の割当日
平成 23 年 4 月 8 日
12. 申込期間
平成 23 年 4 月 8 日
13. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成 25 年 4 月 12 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
 - (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ 1 か月以上前に事前通知するものとする。
 - (3) 本新株予約権付社債の社債権者が 1 名である場合において、本新株予約権付社債の社債権者による本新株予約権の行使により、①当社が本新株予約権付社債の発行後 6 か月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式およびその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、②本新株予約権付社債、当社が本新株予約権付社債の発行後 6 か月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを

含む。)および当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得または行使が行われることによって当社普通株式が発行された結果増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、118,263 個(以下「上限議決権」という。なお、かかる議決権の数の累計に対応する当社普通株式の数の累計は 118,263,000 株(以下「上限株式数」という。))とする。ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てまたは当社の議決権付株式の単元株式数の単位の変更をする場合には、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合に応じて、または単元株式数の単位の変更の前後における単元株式数の比率に応じて、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当てまたは単元株式数の単位の変更の前後において本号に基づく償還条件が実質的に変更されないように、上限株式数および上限議決権数は減少または増加の方法で調整されるものとし、かかる調整に際して、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日または単元株式数の単位の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権ならびにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権または同時期発行新株予約権等の行使または取得により増加した当社普通株式の数およびそれに係る議決権の数も同様に減少または増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるときには(行使可能な議決権数が上限議決権数を超過するような状態を作出することとなる本新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて以下「上限議決権数超過行使等」という。)、当社は、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する(なお、本新株予約権付社債の社債権者による本新株予約権の複数個の行使につき、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権は行使されたものと取扱う。)。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ 2 週間以上前に事前通知するものとする。

- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の 2 週間前まで(当日を含む。)に事前通知を行うことにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第 4 金曜日(ただし、第 4 金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の翌月の第 2 金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 101 円で、繰上償還することができる。
- (6) ① 本新株予約権付社債の発行後、平成 25 年 3 月 12 日まで(当日を含む。)の間のいずれかの 20 連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が第 15 項第(6)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該 20 連続取引日の最終日の翌取引日から起算して 3 取引日後の日(以下「通知期限日」という。)まで(当日を含む。)に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該 20 連続取引日の最終日の翌取引日から起算して 30 日後の日(以下「繰上償還日」という。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
② 上記①にかかわらず、当社が、通知期限日まで(当日を含む。)に本新株予約権付社債の社債権者に対して上記繰上償還を希望しない旨を通知し、全ての社債権者から繰上償還日の 2 週間前まで(当日を含む。)に書面による承諾を得た場合には、上記繰上償還を行わないことができる。
- (7) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

- (8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債または本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
14. 本社債に付する本新株予約権の数
各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
15. 本新株予約権の内容
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求（本項第(2)号に定義する。）により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。
- (2) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年4月11日から平成25年4月11日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、①当社が、第13項第(2)号乃至第(6)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、第17項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成25年4月11日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。
- (5) 転換価額
転換価額は、当初66円とする。
- (6) 転換価額の修正
転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が33円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が99円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(9)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(9)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債

に付されたものを含む。) (以下「取得条項付株式等」という。) に関して当該調整前に本号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数 (本項第(9)号⑥に定義する。以下同じ。) が、(i) 上記交付の直前の既発行普通株式数 (本項第(9)号③に定義する。以下同じ。) を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価 (本⑤において「取得価額等」という。) の下方修正等が行われ (本項第(8)号または第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日 (以下「修正日」という。) における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については本項第(16)号の規定を準用する。

(調整前転換価額－調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数
株式数＝
$$\frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}} \times \text{調整前転換価額}$$

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (9) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- ② 転換価額調整式および本項第(8)号において「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日 (ただし、本項第(8)号⑥の場合は基準日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。) とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ③ 転換価額調整式および本項第(8)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(8)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(8)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(8)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(8)号④においては）当該転換価額の調整前に、本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(8)号⑤においては）当該転換価額の調整前に、本項第(8)号または第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 19 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (14) ① 本新株予約権の行使請求は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）または口座管理機関（社債等振替法第 2 条第 4 項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- ② 機構または口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後これを撤回することができない。
- (15) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行行使請求受付場所に行われた日に発生する。
- (16) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債等振替法および機構の業務規程その他の規則に従って、当該行使請求に係る本新株予約権者が指定する機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付する。
- (17) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

16. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第 13 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第 15 項第(6)号乃至第(11)号もしくは第(16)号または第 16 項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
19. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
20. 財務代理人、発行代理人および支払代理人
野村信託銀行株式会社
21. 償還金等の支払
本新株予約権付社債に係る元金および第 15 項第(4)号および第(8)号⑥に定める償還または返還される金額は、社債等振替法および機構の業務規程その他の規則に従って当社により支払われる。
22. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告
本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
23. 募集の方法
第三者割当の方法により、全額を野村證券株式会社に割り当てる。
24. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、①割当予定先である野村證券株式会社との間で、原則として毎月一定数量（社債額面金額 2.5 億円）を転換する旨を合意する予定であり、一般の新株予約権付社債に比べて株式にかわる蓋然性が高いこと、②発行後に株価が変動しても、定期的に転換価額が修正されるという本新株予約権付社債の特性、③本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
25. 上場申請の有無 なし
26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。
27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上